

(午前10時5分 開会)

柴田委員長 おはようございます。

ただいまから吹田操車場跡地・駅前再開発特別委員会を開会します。

まず理事者から、あいさつを受けたいと思います。

竹本助役。

竹本助役 おはようございます。ご多忙中のところ、吹田操車場跡地・駅前再開発特別委員会を開催賜りまして、まことにありがとうございます。

本日、ご審査いただく案件といたしましては、吹田操車場跡地の利用問題につきまして、この間の若干の経過と取り組みます内容等につきまして、ご説明を申し上げます。ご協議を相わずらわしいと存じます。どうぞひとつよろしくお願いたします。

柴田委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、中谷委員を指名いたします。

それから、きょうちょっと連絡をいただいておりますが、寺西委員がどうしても体が悪いということで、欠席という通知をいただいております。

それでは本日の案件は、吹田操車場跡地利用問題についてでございますので、説明をお願いいたします。

小西都市整備部理事。

小西都市整備部理事 おはようございます。

本日、本委員会にご報告及びご説明申し上げます案件につきましては、本年1月20日に「梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転計画に関する基本協定」を大阪府、吹田市、本市、日本鉄道建設公団及び日本貨物鉄道株式会社との5者間におきまして締結を行い、都市側の共通認識といたしましては、梅田貨物駅移転計画を具体的に認めたものではないといた

しておるものであり、梅田貨物駅移転に關します、行政手続きの開始を認めてまいったもので、その基本協定に關わります第4条の項目で、まちづくり可能用地の約22.4ヘクタールにつきまして、本市・吹田市で策定するまちづくり計画に對しまして、鉄道建設公団側におきまして、可能な限り両市に協力するとの観点から、平成10年度より「吹田操車場跡地利用基本構想パート1」並びに「吹田操車場跡地周辺地域整備調査」を実施し、本年6月8日の本委員会にご報告申し上げ、さらに、本年7月15日号の「広報せつつ」にまちづくりの基本モデルと3つの開発コンセプト案を市民の皆様方にご紹介してまいったところであります。

本日、ご報告申し上げます内容は、昨年実施いたしました基本構想パート1の基本コンセプトをもとに、今年度におきましては、市民の方々のご意見をいただきながら、市民ニーズに沿ったまちづくり構想を策定し、併せて、事業の開発性や公共性、さらに都市経営の戦略的検討等を行い、総合的判断に資するための、構想づくりに取り組むものとしたしており、本日は、本委員会に對しまして、本年8月に実施いたしました、市民アンケート調査の中間報告の概要説明をさせていただきますと考えております。

なお、市内の企業の方々へのアンケートの実施につきましては、摂津市商工会に委託し、市民アンケートと併せまして、広く意見を聞いてまいることといたしておりますが、本調査の進め方といたしまして、吹田市と協調を図りながら進めてまいっておりますことから、企業アンケートの実施時期につきましては、近々中に実施する予定で、吹田市と調整を進めているところであり、アンケートがまとま

りましたら、本委員会に改めてご配付させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、先般9月20日に本委員会の各位にお知らせをさせていただきました、「梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転計画に伴う、埋蔵文化財発掘調査の実施」につきましても、本構想を具体的に進めます上で、相当の課題と考えなければならないと考えております。併せて、ご説明申し上げたいと考えております。

次に、基本協定での第3条で、環境対策につきましても、鉄道建設公団側では、協定内容に沿って、梅田貨物駅移転計画並びに貨物専用道路計画等に対しましての、環境影響評価の手続きに着手する運びとなっております。

協定では、吹田市の環境影響評価条例に従い、環境評価並びに事後監視の実施が義務づけをいたしておりますことから、行政手続きが進められておりますが、本市の環境影響評価該当事項では、大阪府の環境影響評価条例に準じておりますので、吹田市の条例手続きに準じることは困難な面がありますので、本委員会に対しましての、今後の梅田貨物駅移転計画に対しまして、環境影響評価手続き事務等につきましても、本市といたしましての方向性をまとめたもので、ご説明を申し上げたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

なお、今後の取り組みといたしまして、開発可能用地のまちづくり構想におきましては、本市の財政基盤に大きな負担とならないような、仕組みづくりを検討していかなければならないと考えておりますので、本委員会におきましても、今後ともご理解を賜りますように、お願い申し上げます。今日までの経緯とこれからの取り組みの説明とさせていただきます

す。

それでは、引き続きまして、埋蔵文化財発掘調査の実施並びに平成11年度跡地利用構想にかかわりますアンケート調査の経過報告を、北野都市整備部次長より報告をさせていただきます、その後、環境影響評価への本市の取り組み方針につきましても、生活環境部環境対策課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

柴田委員長 それでは引き続き北野都市整備部次長。

北野都市整備部次長 まず、お手元にご配付させていただいております資料につきましても、確認をさせていただきたいと思っております。

資料1につきましては、吹田操車場跡地の埋蔵文化財発掘調査の実施についてであります。4枚つづりになっております。

そして資料2につきましては、吹田操車場跡地利用計画の市民アンケート集計の結果の中間報告でございます。

そして、資料3につきましては、梅田貨物駅移転計画に対する環境影響評価の取り扱いについての、ペーパーの1枚ものでございます。

そして封筒の中には、アンケート調査の内容についての資料がここに入れてあります。

このようなことで、一定、資料確認をしながらご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1でございますが、資料1につきましては、埋蔵文化財の発掘調査の実施につきましても、ここに1ページ目では経緯を示しております。

鉄建公団側から平成10年8月18日から本年3月31日にかけて、埋蔵文化財の試掘調査を実施いたしました結

果、その得たデータがかなり重要な遺跡として判断されたところでございます。

これにつきまして、大阪府の見解を受けることから、調査地区の拡大が図られる中で、鉄建公団が本格遺跡調査を実施されるものでございます。

資料の2ページ目では、そのスケジュールをあらわしたものでございます。このスケジュール表の中では、3つ目の枠取りの中で、駅本屋、荷捌上家、倉庫等につきまして、平成11年の4半期から要は実施されるものでございます。

以後、自由通路、貨物駅専用通路、貨車区、そして遺物の整理が、順次、平成13年、14年以降につきましてされるものでございます。

続きまして3ページ目でございますが、3ページ目につきましては、その位置を示しております。旗あげした箇所がその位置でございます。

そして次に4ページ目でございますが、4ページ目では、本市域におきまして、先ほど平成10年8月18日から本年3月31日の間にかけて、本市におきまして2か所の発掘調査がされたところでございます。その2か所されたうち、1か所では古墳時代、6世紀の生活痕跡穴が見つかりまして、さらに溝とか、須恵器、土師器、瓦破片とか、壺の破片とか、そういうものから発見されたところでございます。

そのことによりまして、ここの赤色の部分が、今回、大阪府の教育委員会の判断によりまして、追加をされたものでございます。

以上で資料1の説明とさせていただきます。

次に、資料2の市民アンケート集計の結果、中間報告の内容でございますが、1ページ目をお開きいただきたいと思います

ます。

今回の市民アンケートの調査の目的につきましては、住民の意向を把握するに伴いまして、誘致施設や基盤整備構想の検討に反映していくために実施いたしましたものでございます。

次にアンケート調査の対象者につきましては、地域の全世帯、3万3,743世帯がございしますが、これをランダムに3,500世帯を抽出しながら、中学生以上のご家族を対象とし、記入をいただきましたものでございます。

調査実施につきましては、本年8月17日から8月31日の約2週間の期間で実施いたしましたものでございます。

アンケート調査の結果につきましては、1ページ目の下に、この表にお示しいたしておりますが、発送数が3,500世帯に対しまして、回収票数では1,349世帯で、そのうち有効回収票数が1,335世帯となっております。

回収率につきまして、38.1%となっております。また、ご家族にご記入いただきましたことから、総記入者は2,603人の方々にご記入をいただいたものでございます。

次に2ページ目をお開きいただきたいと思います。

この市域図は、地域区分図といたしまして、今回のアンケート調査をお願いいたしました世帯の位置を確認するために、市域を10地区に分割いたしております。該当する地区を選んでご記入いただき、集計解析におきましても、地区別単位での意向を把握できるものということで、今回、こういう地区割をいたしましたものでございます。

それでは、今回のアンケート集計につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、3ページ目でございますが、こ

ここではアンケート回答者の性別、年齢、居住地域の属性につきましてお聞きいたしております。

性別では男性49.2%、女性49.4%と、ほぼ同等の割合でご記入をいただいております。また、年齢別では、19歳以下では6%で、50歳から59歳の方々が最も多く23.1%となっております。さらに65歳以上の方では、13.9%となっております。

居住地域構成では、市全体からのご回答を得る中で、特に割合的には正雀地域の19.4%と、高い割合が出ております。

次に4ページ目をお開きいただきたいと思っております。ここでは吹田操車場跡地のまちづくりにつきまして、市民認知度を地域別にお聞きいたしております、「知っていた」、「知らなかった」のこの2種類の選択をいただき、下記のコメントをお示しいたしておるところでございます。

吹田操車場跡地周辺の地域であります千里丘地域、千里丘東地域、そして正雀地域の、「知っている」と選択された割合が高い値となっております。

なお、地区別のところで、安威川南町地域におきまして、新幹線の鳥飼基地等でございますので、地区割はいたしておりますが、サンプル数は抽出いたしておりません。以後のアンケートもあわせてましてよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして5ページをお開きいただきたいと思っております。

5ページでは、4ページ目に引き続き、「知っている」とご記入された方に、どのようにお知りになったか、その方法についてお聞きいたしております。

下記のコメントにお示しいたしてありますが、特に市の広報によります認知度

は、約60%を占め、次に新聞等によります約30%と続いております。

次に、6ページをお開きいただきたいと思っております。ここでは、吹田操車場跡地のまちづくりの関心度につきまして、地域別にお聞きいたしたものでございます。

選択項目といたしましては、まちづくりに関心が「大いにある」「少しある」「あまりない」「ほとんどない」の4項目であります。

そのとりまとめを下記のコメントにお示しいたしてありますが、市全体での割合で、まちづくりへの関心が「大いにある」、「少しある」を合わせまして約70%の方々が、意識を持たれておられて、特に地区別では、千里丘地区が最も多く77.5%で、続いて正雀地域の73.3%で、次に千里丘東地域の72.7%となっております。ここで関心度の高さが伺えるものと思っております。

次に、7ページ目をお開きいただきたいと思っております。

7ページ目では、吹田操車場跡地のまちづくりに対します広報活動について、お聞きいたしております。

選択項目では、「現状でよい」「もっと積極的に」「あまり必要がない」の3項目から選んでいただいております。もっと積極的に広報活動を望まれておる方が約60%を超える値となっております。市民の方々の関心が先のアンケートと同様に、意識が高いものとなっております。

次に、8ページ目をお開きいただきたいと思っております。ここでは、吹田操車場跡地のまちづくりに対します、市民の方々が求めるイメージにつきまして、ご意見をお聞きいたしたものでございます。

希望するまちづくりにつきましては、「緑豊かな自然あふれるまち」が最も高

く、60.5%の方が選択されておられまして、次に「健康と福祉のまち」が34.2%で、次いで「応急生活支援機能のあるまち」で29.4%、そして「医療施設が集積したまち」の29.1%となっておりまして、市民生活に直結したイメージとなっておりますところでもございます。

次に、9ページ目でございますが、ここでは、まちづくりにあればよい施設につきましてお聞きいたしております。

下の表にお示しいたしておりますとおり、その他の施設として、ご意見が多く出されておられまして、市民の方々の意向は幅広いものとなっておりますところでございます。

特にこのご質問では、医療・福祉総合施設が最も高い数値で、65.4%となっております。次いで、図書館等の文教施設、体育館等のスポーツ施設の順で選択されている状況でございます。

続きまして、10ページ目に移らせていただきます。

10ページ目では、まちづくり構想を進めるにあたりまして、どのような「みち」が必要と思われますかということをお聞きいたしております。

市民の方々は、下のコメントにも記述いたしておりますとおり、「緑の豊かな道」が最も多く、69%の方が望まれており、続いて「ジョギング・サイクリングロードの道」、そして「自動車をスムーズに走れる道」というふうな内容でもってそういう意見が示されておるところでございます。

このような内容から、バリアフリーのいわゆる道や、この下の括弧書きにもございますように、バリアフリーの道や、夜間を明るく防犯性の高い安全な道がその他の道で意見をいただいております。

吹田操車場跡地周辺の問題意識も含んだ結果が出ているものと考えております。

続きまして11ページをお開きいただきたいと思っております。ここでは、吹田操車場跡地での公園緑地について、希望するイメージについてお聞きいたしております。

アンケートの結果といたしまして、「庭や花壇のある公園」が最も高い値を示しております。次いで、「水に親しめる公園」、「自然学習園」と続き、市民の方々が身近に体験ができるイメージを望まれております。その他の公園におきましても、自然性が高く気持ちよい公園が示され、また自然をテーマにした高次元な意見も出されているところがございます。

続きまして12ページをお開きいただきたいと思っております。

12ページは、吹田操車場跡地のまちづくりに対します集客施設について、どのような施設であればよいかとお聞きをいたしておりますところでございます。

この結果といたしまして、質問6の結果と同様に、「福祉リゾート施設」が最も多く、58.9%の値を得ているところでございます。次いで「娯楽施設」、「ショッピングモール」、「大型商業施設」の順となっておりますところでございます。その他の施設につきましても、特に、件数は少ないんですけども、括弧書きにスポーツ施設、文化施設等がございます。

次に13ページ目をお開きいただきたいと思っております。

13ページは、お手元の方に封筒をご配付させていただいておりますこの中身につきまして、若干ご説明をあわせてさせていただきます。と思っております。

アンケート用紙と、本年7月17日か

ら発送させていただきました市民アンケートの内容につきまして、ここにご説明とさせていただきます内容でございます。

ここでは、開発コンセプト3案を広報平成11年7月15日号に、要は広報でお知らせさせていただきました。A案、B案及びC案の開発コンセプト3案でございます。この3案に基づきまして、いろいろとご意見を伺いながら、今後の将来像につきましての見解を市民の皆様方からいただいたということでございます。

まず1点目のA案につきましては、地元産業の技術を生かした新産業創造の、いわゆる育成の拠点づくり「ものづくりコラボレーション」というものがA案でございます。

そして2点目のB案につきましては、スポーツ・芸術・福祉の融合による新しい集客施設と市民交流の拠点づくり「アミューズメント・セラピー」でございます。

そして3点目のC案につきましては、大学の技術移転機能を核とした、若者が集まる大学交流の拠点づくり「フィールド・キャンパス」でございます。

このような3案につきまして、いろいろ市民の皆様方にご意見を伺う中で、今回、そのアンケート調査、この10の設問をいたしたところでございます。

アンケート調査の中では、特に吹田操車場跡地利用計画におきましての、地元産業の技術を生かした新産業都市の拠点づくり、さらには、そのB案のいわゆるスポーツ・芸術・福祉の融合による、新しい集客施設、市民交流の拠点づくり、そして3案では、大学の技術移転を核とした、若者が集まる大学交流の拠点づくりの3案につきまして、いろいろとご意見をいただく中で、最も高い値を得ましたのが、スポーツ・芸術と福祉の融合に

よる新しい集客施設と、市民交流の拠点づくり、「アミューズメント・セラピー」でございます。このいわゆる内容の中でのB案でございます。これが45.1%を占めているような状況でございます。

次いで、B案とC案の合成が13.3%でございます。そしてA案とB案の合成が13.2%と、ほぼ同数であるというふうに思っております。健康・福祉系の施設誘導が望まれている結果と、この中ではなっておるような状況でございます。

最後に、14ページをお開きいただきたいと思っております。

14ページ目は、吹田操車場跡地のまちづくりを進めるにあたって、住民参加の意向についてお聞きいたしております。

選択項目は、「参加したい」「したくない」「どちらとも言えない」「その他」としてお聞きしたものでございます。

その結果といたしまして、下のコメントにもお示しいたしておりますが、「参加したい」と望まれる方が25.6%で、「参加しない」とお答えの方が16.9%と、低い結果を得ております。

「どちらとも言えない」とされた方が、52.2%で、それを望まれる方とあわせると、かなり高い結果が得られておるというふうなことでございます。

今後のまちづくり計画への市民参加の方法につきまして、参加しやすい方法、方策等を検討しながら、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

以上が、今回の市民アンケート調査の結果の報告でございます。今後、平成11年のいわゆる吹田操車場跡地利用計画パート2の作成に当たりましては、本アンケートの調査結果も踏まえながら、将来に期待されるまちづくりの構想に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、資料1、2につきましてのご説明とさせていただきます。

柴田委員長 それでは、資料3につきまして、前川環境対策課長。

前川環境対策課長 おはようございます。

私の方から、資料3についての、環境影響評価の取扱いについて、ご説明させていただきます。

市としての今後の環境影響評価が出されたときの今後の取扱いの考え方ということで、影響評価につきましては、大きく分けて3段階ございます。

まず1段階目といたしまして、実施計画書の手続き。それと2段階目といたしまして、準備書の手続き、最終段階の3段階目といたしまして、評価書の手続きという、大きく分けて3段階になっております。

まず、1段階目の実施計画書の提出ということで、近々出されるということで聞いておるのですけれども、これにつきましては、環境影響評価をするに当たってのそういう実際の現況調査、予測、評価という形のを、場所とか、項目とかを実施計画の中で盛り込まれております。

事業の中身といたしましては、工事中における影響、それと建物等による影響、それと供用されてからの影響と、これらすべて網羅されている内容でございます。

実施計画書につきまして、提出されればそれについて関係機関、市とか吹田市も含めて協議ということで、内容の検討をさせていただいて、それでOKとなれば、それ以後調査ということで、現況調査に入ると。これはあくまでも事業者が行う現況調査ということで、調査が済み次第、それに基づいて予測評価とかいう形進んできます。

それがまとめられたものが、準備書として提出されるということで、この準備書の提出後、直ちに説明会ということで、地元に対する説明ということで、準備書に対する環境影響がこの程度ですと、こういう問題があります、というような内容の説明となります。

それと一方では、市においては、専門委員会の発足ということで、専門委員会を設けて、一応技術的な内容について検討していただくという考えを持っております。

それと、住民の方なんですけれども、一応、説明会の中でもご意見は出されると思うんですけれども、それ以後についても、できる限り意見を求めていこうということで、それを市経由で専門委員会の中でも、市民の意見という形でご検討していただくということで、それをもって市長の意見という形で、事業者の方へ返していくと。

事業者は、その内容に基づいて、準備書の内容の検討をされるということで、検討された結果を最終段階として、評価書の提出という形で上がってきます。

これについても、再度委員会にお諮りしまして、最終的にこれでいいんかどうかというご意見をいただきながら、市長の意見という形で、それを事業者の方が再度検討して、最終評価書という形のもものが上がってきます。

それを一応、市民の方々に公表していくという形で、これ以後につきましては、工事中及び供用後に、そういう監視調査というんですか、評価書に基づく項目について、そのとおりになっているかどうかの確認書というのが入ってこようかと思えます。

以上、簡単ですけれども、環境影響評価の今後の取扱いについて、ご説明させ

ていただきました。以上です。

柴田委員長 どうもご苦労さんです。

資料1から3について、今それぞれ説明を聞きました。

この際、質問がありましたらお受けしたいと思います。どうぞどなたでも。

木村委員。

木村委員 3つのコンセプトを示されて、一定、市民の意見を聞かれたアンケートの結果が出てきました。

一方では、環境影響評価のアセスの関係の取り組み状況も実施計画書が近々上がるというんで、あとまた、吹田市と協議、努力を重ねる中で、評価書が出てくるということになっていると思うんですけれども、こういう事務的な手続き、例えば先ほど説明がありました埋蔵文化財については平成13年度で終わっていくと。どういう形で作業を進めていくのかということについての、一連の時期的な流れを、もし、おわかりでしたらお示し願いたいと。

柴田委員長 北野都市整備部次長。

北野都市整備部次長 一連の流れでございますが、一定まず、吹田操車場跡地におきましては、本調査におきまして、平成10年、11年の2か年でもちまして、一定、基本構想のパート1、パート2をつくりあげておるところでございます。

平成11年度の事業に特におきましては、一定、本市のいわゆる事業計画につきましての財政負担が大きくなるような手法、あるいは事業手法、事業の成立性も含めまして、11年度事業の調査をやった中で、一定、その可否の判断を仰いでまいりたい。

その用地を今後買うていくのか、買うていかざるべきかという判断をいただいた中で、今後、買うとなれば、当然、平

成12年度から、再度、一定の詳細設計等につきましても、また事業手法等につきましても、検討していく必要があるということでございます。

それに伴いまして、事業に当たりましては、当然、埋蔵文化財におきましても、本市がするとなれば、インフラ整備分につきまして、道路を構築していく上におきまして、地下埋設物、水道、ガス、あるいはそういった内容のものにつきまして、当然、発掘調査をかけていかざる得んというふうな内容でございます。

そういう調査内容を包含する中で、一定、取り組みといたしましては、環境影響評価につきましてはまず、その前段といたしまして、地元説明にも今後具体化する中ではやっていかざるを得んと。それにあわせて、今後のまちづくり構想も含めて地元説明の中で、報告をしていきたい。

さらに、そのまちづくりに伴います事業計画につきまして、今現在、仮に清算事業団が施行するにあたりましては、今の既存レールを撤去するにつきまして、約3年かかるということでございます。3年後におきまして、本市が本当にその用地をかうていくのか、かうていかないのかという可否の判断をさせていただく中で、一定、今後のまちづくりといたしましては、最低5年ないし6年ぐらいは必要だろうと。これは開発コンセプト地域、開発地域だけではなく、その開発地域周辺のいわゆる部分につきましても、やはりこのまちづくりを一体としてとらえていかなければならないということから、やはり周辺地域と開発の可能用地と合わせて、今後検討する必要があるということで、現在、取り組ませていただいておりますような状況のもとで、もしこのまちびらきがされるとすれば、そのレール



の撤去に3年、さらに工事につままして5、6年かかるということでございますので、8年ないし9年先にそういうまちづくりができるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。以上です。

柴田委員長 木村委員。

木村委員 一定、基本協定を締結をされて、市民に対してもアンケート調査をして、跡地問題に取り組んでいくんだという姿勢を行政の方で示していければ、当然、市民の方でも今後どうなっていくかということに対して、大いに関心が高まってくると思うんだけど、今、説明がありましたように、5、6年先によやく何とか一定の取り組みの方向性が出てくるということで、相当先の話になってくるんですけども、そういう点では、また今後の、今の市の財政を取り巻く状況等もありますし、いろんな厳しい部分が出てこようかと思えますし、ほかの事業との整合性等もありますし、そう一気に行かないということは十分承知をするんですけども、やはり一定、基本協定を結んでやっていくんだという方向は、当然、市は持っておられるんですから、具体的な取り組みについて、市民にわかるようなそういう取り組みの期間的な流れ等についても、おおよそで目処をつけて、出していく時期は、やっぱり早くすることが必要ではないかと思うんですね。

そういうことで、もう一つは摂津単独ではなしに、吹田市と一緒にあって総合的なまちづくりをやっていくという観点から、やっぱり吹田市との連携も大変重要やと思えますし、そういう点では、この辺の取り組み状況は、このアンケート調査では、摂津市としての3つのコンセプトをつくって示されていったわけですけども、この辺と吹田市との計画との

整合性等については、一定、どのように考えておられるのか、その辺のことについて、もう一度ちょっと説明してください。

柴田委員長 北野都市整備部次長。

北野都市整備部次長 開発コンセプトによります3案をお示しさせていただいたところでございますが、この内容につきましての、吹田市とのいわゆる協調性を持った中で取り組まれているのかというご質問でございますが、これにつきましては、お互いに吹田市と協調しなから、やはり部分的なまちづくりはできないだろうということございまして、一体的な、やはり吹田市も含めたまちづくりを基本構想といたしまして、現在、この3案のコンセプト案をお示しさせていただいたような状況でございます。

今後におきまして、やはりそのまちづくり計画ができたといたしましても、やはり事業手法が、また違う形では出てこようかと、これは懸念するわけでございます。特に、吹田市側におかれましては、一定のいわゆる開発可能用地がございます。本市につきましても8.2ヘクタール、吹田市につきましても14.2ヘクタールという、かなり差がございます。

このような状況の中で、吹田市の取り組まれるいわゆる事業手法につきましては、区画整理事業とか、いろいろございます。本市にその区画整理事業は本当に適用できるのかということに対しましては、非常に難しい面がございます。そういった中で、吹田市のいわゆる事業手法を区画整理事業としてとらえるならば、本市も何とかその区画整理事業でとらえていきたいというふうな方向性も示しておるわけでございますが、そうなれば、当然、吹田市と本市が一体的な、やっぱ

りまちづくり、事業年度もあわせながらやっていく内容になってこようかと思えます。

しかしながら、吹田市と本市におきまして、また財政事情もございまして、本市につきまして、今後そこらを見極めながら、独自でまちづくりができるのか、できないのかという見極めもしながら、また吹田市とともに、そういう開発可能用地のいわゆる事業ができるのか、ここらも平成11年度の調査委託の内容でもちまして、一定、見解を出してまいりたいというふうに考えております。

柴田委員長 木村委員。

木村委員 吹田市の方は、地理的な面からそういう土地区画整理事業という形で、やっていくということを一定お聞きしておりますけれども、摂津の土地の地形からして、同じようにはいかないだろうという、難しい部分があると思えますし、その辺との整合性というのが、やっぱりきちっとおさえていってもらえないかと思う、もう1つは、摂津市の駅の西の再開発の関連も、当然、出てまいりますし、もっと言えば、阪急高架、いろんなその事業との整合性ということも、やっぱり考えていかざるを得ない状況がやっぱりこれから出てくると思うんですけれども、その辺はやはり、市としての今の財政状況を踏まえながら、きっちりとした21世紀の摂津市のまちづくりを見据えた事業の取り組みとして、担当ごとに、しっかりとやっぱりおさえていってほしいということをお願いしておきます。

柴田委員長 ほかに。中谷委員。

中谷委員 資料の2の、市民アンケートの集計結果で、中間報告ということで示されておりますけれども、この最終の市民アンケートの最終の報告はいつごろ

いただけるのかですね。

それともう1つは、埋蔵物を調査されますけれども、この青いやつがもう現在済んでるんですか、これからですか。

そうするとこの赤いところ、この分は、全体の摂津の8.2の中のどれぐらいの割合の範囲、面積をされるのか。

それともう1つは、今、協定されております、いろいろな人たちですね、13年中となっております。実際、市の方が事業団から用地買収するのが、大体いつごろなのか、わかれば聞いておきます。

その3点ちょっとお願いします。

柴田委員長 北野都市整備部次長。

北野都市整備部次長 市民アンケートの結果報告書並びに埋蔵文化財の赤色の部分、そして、事業団が売却する売却年度につきまして、ご説明したいと思います。

まず事業用地の買収につきましては、一定、これ事業団と協定書に基づきまして、それらの整理ができますとすれば、約3年をもっていわゆる更地に戻されます。その3年後におきまして、本市につきましての用地買収の可否につきまして、一定の判断をこの時点でもってやっていかざるを得ないということでございます。

そして、埋蔵文化財の赤色の部分の面積でございますが、この何ぼ面積があるということは、現在、把握はできてないような状況でございます、今考えておりますのは、当然、埋蔵文化財といえますのは、この赤色の区域だけではなくて、すべてこの清算事業団、あるいはJRから買った用地に対しまして、本市としては埋蔵文化財の発掘調査はしていかなければならないということは思っておりますが、今回、大阪府からあくまで指定されたのは、青色につきましては既存の部分でございます。明和池と蜂前寺跡

のこの2か所でございます。

今回、明和池の跡のいわゆる区域拡大によりまして、赤色の部分はその区域に包含されてきたということでございまして、そのいわゆる赤色の部分の区域面積は、今現在、何ぼやと言われても、ちょっとご報告しかねないと。

しかしながら、このまちづくりにつきましては、すべていわゆる対象として、埋蔵文化財の発掘調査については、やはりインフラ整備も含めてやってまいりたいというふうに考えております。

そして、アンケート調査の結果、最終の報告でございますが、一定、現在中間報告ということで出させていただいておりますが、これにつきまして、やはり分析、解析、地域ごとにすべてやっていきたいというふうに考えておまして、ことしの約12月あたりには一定の見解が出てまいります。また、その見解が出れば、各委員のお手元にご配付させていただく予定で考えております。以上です。

柴田委員長 中谷委員。

中谷委員 用地は3年間、大体これから3年、更地にして、その3年後に市が何するという事ですね。そういう解釈をしたらいいわけですね。

それと、市民のアンケートの中間報告があった、あと最終のアンケートの結果が出るわけですが、それまでに市の方の考え方、取り組み方、今、木村委員がおっしゃったように、吹田との協議したあと、どういうふうな開発をするのか、市民のアンケートに出てきた結果でやるのか、市民もあわせて、市の方の計画案が出すのか、その点ちょっとお聞きしたい。

それと、埋蔵文化財については、ご存じだと思いますけれども、あそこは昔の中内ですわね。集落は中内ですわね。それ

で中内は南側によったわけですね。いろいろな問題があると思いますけれども、これやっぱり慎重に、埋蔵物は調査していただきたいと思いますので。

埋蔵文化財は結構ですわ。用地の問題、あるいは市の方の計画が、どういうふうになっているか。

柴田委員長 小西都市整備部理事。

小西都市整備部理事 まず1点目の買収時期のフローということでございまして、先ほど北野次長の方から約3年という言い方をしたと思います。

これについては、現在、行政手続きが国の方でされております。といいますのは、環境影響評価等々があるわけでございます。これらが約2年ぐらいかかるであろうと。そういうことの中を受けまして、我々としては、一定、貨物駅の最終の基本協定をやります。今はあくまで暫定ということでございまして、これについては、そういう行政手続きをしていただくための基本協定ですよということでありまして、我々としては、まだ貨物を受け入れをしたという理由じゃないと。事前のやっぱり行政手続きをしていただくということで、環境影響評価並びに残りの機能の2分の1を大阪市と協議していただくということで、約2年間ぐらいかかるであろうと。それらは、基本協定をしてはじめて、貨物を受け入れOKというのが、都市側の考え方でございます。

それから約、先ほど言いましたように、貨物のレール等の撤去等については約3年ぐらいかかるであろう。3年か4年かかるであろうと。と言いますのは、おおむね6年ぐらいが、市としての最終的な買う時期であろうと、ぐらいに我々としては考えておるわけでございます。

ですから、今から言いますと、約平成

18年度ぐらいに買うと。買うにしても、8ヘクタールの用地で非常な金が要りますから、国の制度では、それから約3年間の分割でいきますよということを我々としては示されておりまして、その辺は、土地分筆して、仮に60億円となれば、20、20、20を3年ぐらいであるとか、それはいろいろこれは市としては財政的に考えていかなければならないというように考えております。

それと、先ほどのアンケートの最終報告ということで、12月だと北野次長から言ったと思いますけれども、これについては、先ほど私が冒頭に言いました、各企業のアンケートもこれからしていくわけございまして、これらを全部まとめるのは、おおむね年度末、3月の月上旬前後ではないかなというようにも考えておりますので、その辺はよろしくご理解賜りたいと思います。以上です。

柴田委員長 中谷委員。

中谷委員 用地買収の問題ですけれども、やっぱり市が買収、3年間で買収、まだこれから5年、6年先になると思いますけれども、用地買収するときに、もちろん実測であろうと思います、買収は、あそこには、やっぱり山田川もあるし、旧の山田川もあるし、道路敷には公共用地がありますので、そこらやっぱり十分調査していただいて、買収していただくということをお願いして終わります。

柴田委員長 野口委員。

野口委員 きょう3つの問題について、報告があったわけですが、今この基本協定を締結した以降で、行政としてのスタンスはおっしゃるとおりですね。貨物駅の移転については認められてないと。行政手続きについては、それは了解するんだというスタンスは、きちんと述べられていますから、それはそれとして、いく

つかの問題について、改めてお尋ねしておきたいと思うんです。

アンケートの結果についての評価については、また後日申し上げたいと思うんですけれども、特にこの跡地についての利用イメージだとか、施設に対するイメージとか、3つの相対する回答欄から見ますと、いわゆる福祉の問題とか、それと生活面での快適さという点で、率直に市民の皆さんのご意見が出ていると思うんです。結局、B案に近いということが結果出ているわけですけれども、そういう意味で、行政側の大まかに今中間報告がありますけれども、このアンケートの問題に対する評価といいますが、これをちょっと一度お聞かせいただきたいと思います。

貨物駅が移転しますと、いわゆる生活面から見れば、最も生活を破壊する可能性が強い施設が一方ではくると。その周りの跡地を、逆な意味で、生活しやすい状態にしてほしいという、この相反する住民の皆さんのご意向が示されているわけですね。そういうふう思うわけですけれども、一度評価を、この時点でお聞かせいただきたいと思います。

それと、この前、運輸省にちょっと行ってきまして、跡地問題についても、吹田と摂津のいろんな状況の違いもありますけれども、申し上げてきたわけですね。

平行線をたどりますけれども、1つの問題は、貨物駅の移転計画は、中止をすべきだということについては、運輸省の担当者は、今いろいろ過去の経過はあるにしても、今後、貨物の方式として、コンテナ横付け方式と、貨物列車で運んできて、すぐ出したり入れたりする作業をして、すぐ発車できるような、こういうコンテナ横付け方式に今からやっていくんだという点で、吹田操車場跡地は、適

地だという話を1つはされてました。

環境問題については、やっぱりきょう出てるようなアセスメント、環境評価、これをきちっと地元の皆さんの意向も聞きながら、どういう調査をするかという段階から、地元と一緒に進めていきたいと。

土地の売買については、私どもは簿価で、実際に売払うべきだということを強調しましたけれども、なかなかその辺については、この間の全国的な例もありますから、難しいという話が一応返ってきたわけですね。これは前段として報告させていただきますけれども。

それで2つ目は、先ほど最初の理事の説明のときに、環境面の取り組みの中で、摂津市は吹田みたいに環境評価条例を持たないから、府の条例に、あわせていくと。吹田にあわせるのは困難だという意味の報告があったわけですが、これは情けない話です。はっきり言って。今でもご承知のとおり、二酸化窒素の濃度は、平成9年の0.065ということで、国の基準をオーバーして、この間ずっとそういう状態で推移しているわけですね。

取りつけ道路の問題とか、いろんな今後の具体化の中で、いろんな細かい問題がはっきり確認できると思いますけれども、府の条例よりも厳しい吹田の条例の立場で、うまくやっぱり運用面で、摂津の環境を守っていくんだというスタンスで、活用すべきだと僕は思うんですね。

ほんまであれば、この前つくられた、施行後、施行半年後である新しい環境条例、これに含めて、僕はちゃんと対応すべきだというのが筋だと思うんですが、この前可決された新しい環境条例は、鉄軌道から受ける環境問題については、条文上除外したということもありま

すわね。だからそういう面で、行政としての環境を守る立場についての、スタンスが見えないと。説明でも、吹田の環境評価には足並みをそろえるのは困難だという発言をされると。その辺の、環境を守るということに対する、摂津の行政としてのスタンスが見えないと。

この前、一般の新聞で出てましたけれども、見られたと思いますけれども、南清和園の方から出入り口が今出されてますけれども、御堂筋が大型車規制になってますね。その関係で、南清和園から出たトラックが、1日1,000台なりと言われてはいますけれども、一たん、中央環状線に向けて、北上すると。そして迂回して大阪南側はトラックはいくと、こういうことも予想されますよということ、一般新聞は述べているわけですね。

だから、単純に今の計画で、出入口が吹田のその地域だということで、いわゆる十三高槻線だとか、中央環状線とか、摂津市域に出入りのトラックがからまってくる問題が、遠のいてるのではなくて、その可能性はまだあるんだということもありますし、そういうことも含めて、やっぱり環境問題については、行政としての一定の方向性を、きちっと出しながら、その内容をもとにして、この環境評価の手続きに対処していくということが僕は大事だと思うんですが、その点、2点目の問題としていかがでしょうか。

それと、1月に結ばれた基本協定に沿って、梅田貨物駅の貨物取扱いを半分にするとか、入口の問題とか、場内で専用の幹線道路をつくるんだとか、この間、当特別委員会でインフラの工事にかかる費用なども出されてましたけれども、いわゆる基本協定の条文について、きょう報告はありませんけれども、進展はないんですかね。例えば、貨物取扱量の半分に

ついて、大阪市が大阪市内にそれを持っていきますというのが条文ですわね。これに対する今の取り組み状況、到達点はどうなんでしょうかね。運輸省の方でも、全然そのことについては取り組んでないみたいであります。

それと、取りつけ道路の問題について、どういうふうに思っておられるのか、きちっと基本協定出てますから、現在のこれについての進み具合で報告できれば、きちんと報告をお願いしたいと思います。

4つ目は、基本協定にいわゆるJR西日本の持っている土地の絡みの話があります。確認中ですかね。

基本協定上は、いわゆる10%の開発面積に対する緑地面積を出しますということを書いてますけれども、その10%について、貨物駅移転、JR貨物用地27ヘクタールの中で、この10%分が確保できない場合は、いわゆる8.2ヘクタールある、14.2ヘクタールですか、吹田・摂津の開発可能面積の区域内で確保しますという確認書になってますね。

だから、協定上は、JR貨物駅用地の中で確保しますよというふうになっているわけですがけれども、確保できない場合は、そういう方向で確保すると。それから協定と、この確認書の方が、後退した中身になってますので、その点、やっぱり協定に沿って、27ヘクタールの貨物駅用地の中で、緑地面積は最低確保すべきだというふうに思いますけれども、その点の状況はどうなのか、これもちょっと教えていただきたいと。

財源問題、この間、当委員会に出されているインフラのかかる工事費ということで、これは文化財調査費も项目的に入っている金額ですがけれども、49億5,250万円という数字なんですね。いろいろ協定に結ばれてないですね、項目につ

いては、別途協議をするということで、いろんなJR軌道敷の絡みの話、出てきている話もあるだろうと思いますけれども、この間、当委員会に示されているいわゆる概算の基盤整備事業費、これの問題は今どう動こうとしているのか、動いているのか、この辺もあわせてこの際お知らせをいただきたいと、以上です。

柴田委員長 前川環境対策課長。

前川環境対策課長 2点目の行政の環境に対する姿勢ということで、環境影響評価の取扱いについてのご質問だと思うんですけども、大阪府では環境影響評価条例と、それに基づいて吹田市の条例も施行されとるんですけども、大きな違いと言いますのは、対象規模の問題が一番大きくなっているかなと思うんですけども、府の場合でしたらかなり面積的に大規模な規模の事業についての対象事業ということで設定されているんですけども、吹田市は独自の規模で設定されている点が、かなり大きな差だと考えております。

あと、手続き上の問題につきましては、ほぼ環境影響法とか、府の条例と同等の手続きを経られているということでございますので、摂津といたしましては、今現在条例まだございませんけれども、その辺、吹田市との整合を図りながら、今後進めていきたいというふうな考え方で、こういうフローを出させていただきましたので、その辺はご指摘の住民のご意見も十分踏まえる中で、考えていきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

柴田委員長 北野都市整備部次長。

北野都市整備部次長 前後しますが、まず概算費用の内容でございますが、一定、以前にお示しさせていただいております基盤整備事業費につきましては、当

時49億円ほどと、超概算で出させていた  
ただいておるところでございます。

この内容につきましては、当然、平成  
10年度に、一定、その内容の試算とい  
うこともさせていただいております、  
それから状況もかなり変わってきてお  
るところでございます。

なお、我々懸念する事業費に、特に懸  
念する内容につきましては、埋蔵文化財  
の発掘調査が、実際この時点では、約2  
億円ほどしか見ていないというふうな状  
況のもとで、今回、いわゆる大阪府の教  
育委員会から、その埋蔵文化財の包蔵地  
が拡大される中で、非常に今後そういう  
事業費につきましても、見直していかな  
ければならない。仮に8.2ヘクタール  
をやったとすれば、20億円近い埋蔵文  
化財費用が加算されてくると。ここでは  
2億円でございますけれども、20億円  
とすれば18億円が加算してくるとい  
うふうな内容でもございます。

これは、あくまで8.2ヘクタール当  
たりを対象としたら約20億円ちょっと  
の内容が、事業費が出てくるといふふう  
なものでございまして、今後こういうイ  
ンフラ整備をしていく中で、一定、また  
この埋蔵文化財の一部につきまして、精  
査してまいりたいというふうに考えてお  
るところでございます。

そして、緑地の部分につきまして、緑  
化計画といたしまして、以前にもちょっ  
とお示しを委員の方にさせていただいた  
と思うんですが、やはりこの緑地につ  
きましては、本市につきまして、10%  
のものにつきまして、確保していこう  
ということで、一定、いろいろと協議をさ  
せていただいているような状況のもと  
で、JR敷地内におきまして、約2メートル、  
そのグリーンベルトを確保していただき  
ます。そして、さらに開発可能用地の中

で4.5メートル、合わせまして6.5  
メートルのバッファゾーンを我々今現  
在、JR貨物との遮断という形で、いろ  
いろと協議をさせていただいておるよ  
うな状況のものでございまして、今ご説明  
いただいた開発可能用地にどれだけ食い  
込むんやということに対しましては、4.  
5メートルのいわゆるグリーンベルトが  
開発可能用地に出てくると。そして、あ  
と残りの2メートルにつきましては、あ  
くまでJR貨物の方でもって、一定、グ  
リーンベルトにつきまして設置してい  
ただけるといふような内容でもって、今現  
在協議をいたしておるようなところ  
でございます。

それから、基本協定によります、いわ  
ゆる機能の約半分、大阪市に持ってい  
くという話でございますが、これにつ  
きましも再三、本市におきましても鉄  
建公団を經由としながら、大阪市の方  
に申し入れをいただいたおるところ  
でございます。この機能の半分につ  
きましては、若干水面下ではいろいろ  
とご意見はいただいておりますが、  
まだ一定、そのいわゆる公表するよ  
うな段階の回答はいただいていると  
ころでございます。

このようなことから、今後につきま  
しても、いわゆる事業団を經由しな  
がら、ひとつ大阪市の方に申し入れ  
ということでございますので、ひとつ  
ご理解お願いしたいと思います。

そして、アンケートの最終的評価は  
どないしていくのかという内容  
でございますが、一般市民アンケート  
の調査につきましては、当然、先ほ  
ども申しましたように、一定、中間  
報告もできあがりまして、分析、解  
析につきましては、大体11月の末、  
あるいは12月のはじめごろには出  
てきます。

そして、先ほどうちの理事から申し上げました、企業アンケート調査につきましても、一定年内、何とかその回答を出していきたいというふうに考えております。

そういったいわゆるアンケート内容を吟味しながら、いろいろと本吹田操車場跡地のまちづくりにつきましても、やはり反映もさせていくわけで、今現在委託をやっております研究会の中でも、いろいろと議論しながら、そのアンケート調査の内容につきましてもご報告も申し上げ、一定のまちづくりの方向性、どれだけ取り入れるかはわかりませんが、一定、決めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

柴田委員長 小西都市整備部理事。

小西都市整備部理事 先ほどの運輸省に行かれた云々ということの貨物駅の機能ということのお話があったわけです。

これらについては、過去の委員会におきましても、我々としては、吹田操車場には中継作業というのがあるわけです。中継については、今、野口副委員長がおっしゃっているように、貨車を並べてトレーラーに積み替えすると、これらが中継作業であるということの中の、今後の列車ダイヤ編成の中で、中継も入れてくるということについては、我々も以前からも、この特別委員会にもご報告させていただいた経緯がございます。

そういうことと、もう1点の例の西吹田のお話が出てきたわけでございますけれども、これらについては、吹田市、当市、大阪府を入れた中で、鉄建公団とはどういうルートがいいかということについての、過去の委員会にお示ししながら、理解を得てきたというふうに考えているわけです。

そのルートについては、確かに新御堂

は一定の間は一方通行等、時間規制かかっておるとは思いますけれども、それらについても、ご報告させていただいた中で、貨物として最終的な案を出されたのが今回の案であろうというふうに考えておるわけでございます。

それと、もう1点の、実は大阪市との協議とかあったわけです。これらについては、我々としては、先ほども中谷委員にご答弁申しておりますように、これらと環境対策については、行政手続きという位置づけをしておりますので、これらが最終的な担保がない限り、吹田、摂津としては、貨物駅の梅田からの移転は認めていかないよというのが、過去にもこの委員会にもご報告させていただいた経緯がございますので、その辺については、過去には全部いろいろとこの委員会にもご報告させていただいて、一定の理解を得ているというふうに考えておりますから、国といたしましても、今、北野次長が答弁したように、精力的に大阪市と残り半分についての協議をされておるといように理解しておるわけでございます。以上です。

柴田委員長 野口委員。

野口委員 最初のお答えいただいた環境問題に対する行政側のスタンスですね。課長の方は、吹田と整合性を図っていきなさいと。最初、理事は、吹田のレベルでの対応は困難という発言をされているわけですね。

だから、同じ担当者の中でも、話が違うわけですね。だから私としては、新しい環境条例で、本来、条文を入れて、大きな開発ですから、あのときにも申し上げたように、施設も含めて鉄軌道がたくさん摂津市内も通っているわけですから、鉄軌道からの環境問題について、きちんと規定をすべきだということをお示し上げ



ましたけれども、はずれているわけですね。そういうはずれている中で、この問題をこれからどんどん進めていくということになるわけですから、その中で、行政としてどうするのかということなんです。

だから、この間、一連の環境条例に含めなかったという問題もあわせて考えますと、行政側の環境問題に対する対応について、ほんまに疑問を持つわけですね。

吹田の場合、この前アンケート調査を行って、住民説明会を行ってますわね。摂津の場合は、先ほど説明あった中では、環境対策課の手続きで、準備書の手続きと調査を行った次の段階で、住民説明会とか、住民のご意見を聞くということが入ってくるわけですね。これまでは、いろんな広報だとか、全市民向けの一般的な概略説明の中身しか知り得ないわけですね。そういうことにも、対住民との対応の関係でも、こういう摂津市の行政の対応は、できてきているんじゃないかという気がするわけですよ。

きちっと、その辺はこの際、ちゃんとしたご答弁を、対応の仕方について、まとまったご答弁を確認を取っていきたいと思いますので、その点は再度ご答弁をお願いしておきたいと思います。

過去の委員会で、いろいろ論議した中身について、ぶり返している点もあるかと思いますけれども、その点、ご容赦をお願いしておきたいと思います。

あと、発掘調査の関係ですけれども、初歩的な質問で申しわけありませんが、この20億円かかるというこの費用、これは国の負担になるのか、いわゆる摂津市、吹田市の負担になるのか、ちょっと改めて確認をしておきたいと思います。

その上で、発掘調査をこれからされたあと、その結果次第で、跡地の利用が、

どうなのかという問題なんです、一般的にこの発掘調査、素人ではあまり詳しいことはわかりませんが、そのいわゆる保存しなきゃならんというケースも出てくるわけですね。今回、昨年からの府の調査で、破片だとか、いわゆるテレビでよく見られるようなきちっとしたものではなくて、そういうレベルのものが発掘されたということになりますけれども、その発掘された中身によって、この計画との絡みについて、ちょっと1回わかるように、ご説明をいただけないかと思います。

とりあえず2回目は以上です。

柴田委員長 小西都市整備部理事。

小西都市整備部理事 先ほど一番冒頭に申し上げました、吹田市に準じないというような内容で言うたと思います。

これについては、あくまで環境影響調査のフォロー等については、準じないという意味でありまして、我々といたしましては、あくまでノックス基準等については、当然、吹田の条例を準じていきますというように考えておるわけございまして、そこまでを言わなかったについて、誤解があったように思いますので、お詫びしたいと思います。

それと、文化財の関係で、発掘調査費用というのが出てきたわけでございます。

これらについては、我々としては、もし都市側がやろうとなれば、今、北野次長が答弁したように約20億円ぐらいかかるであろうという、概算費用でございます。これらについては、今後、市が買うとなれば、国と価格交渉の中で、その辺については十分精査していく必要があるというように考えております。

とりあえず、今回の発掘については、とりあえず鉄道の貨物駅の移転用地だけを先行して国がされると。その後、都市

側として、もしそれからいろんなものが出れば、市としてやらなければならない。そうなりますと、先ほど一定の額を言うたわけでございますけれども、それらの価格については、価格から私らはそれだけ都市側に大きな負担がかかるということでもありますから、価格は差し引いた額で交渉していきたいというように考えておるわけであります。

仮に、平米10万円とおっしゃった場合、発掘が2万5,000円であれば、当然、その費用が要りますから、うちとしては、出せる範囲は7万5,000円くらいかなという、我々そういう考え方を持っております。

ですから、この後について価格等についても、最終的な協定を結んでおらないということがありますので、それは今後はやっぱり十分推移を見ていった中で価格を決めていきたいというふうに考えております。

それと、貴重なものが出てきたらあとどうするんだということでございます。これらについては、とりあえず今回、区域を広げられたということで、一たん調査をしたのちには、それを埋めて開発できるというように考えておりますので、それらについて、将来的に保存しなきゃならないというようなことは出てこないであろうというふうには考えております。

いずれにいたしましても、ああいう茨木のは出てますけれども、発掘調査して記録をとりますと、あとを埋めて返されるというふうにも考えておりますので、その辺をご理解をお願いしたいと思います。

国がやりますし、我々といたしましても、先ほど言いましたこれから2年の行政手続きをなして、6年くらい先で市が取り組むべき時期であろうということに

なりますから、いろいろな国の貨物駅の移転の動向を見ながら、我々としては今後そういう方向もたてていかなきゃならないと思っております。

今の時点でどうこう言うのは、ちょっと現時点では言えないんじゃないかなと考えております。

柴田委員長 野口委員。

野口委員 その発掘の問題ですけども、吹田との関係はわかりましたから、それは結構です。

確認書の中では、いわゆる鉄建公団が調査をすると。まず、それを報告すると。これは進んで、こういう中身が発掘されたということなんですね。

今のお話では、一応摂津市が8.2ヘクタール全部するとすれば、その発掘費用を一応出しておく。買収の話の時点で、兼ね合わせて買収交渉に入っていく。普通であれば、いわゆる埋蔵物の中身によりますけれども、一般的にはすべて、国の負担だとか、なるだろうというふうに思うわけですけども、だからその埋蔵物の問題について、基本的な問題を絡めて、ちょっとお尋ねをしているわけですけども、確認書ではまず、最初にやった発掘調査は鉄建公団がやりますよ。見つかったから、今回は今おっしゃった方向で出ているということなんですけども、何かこうわかんないですね、はっきり言って。ちょっとわかるように説明をしていただけませんか。

それと、住民との関係ですけども、先ほど木村委員、中谷委員が質問されて、今後の事業日程に大まかにその問題について報告がありましたけれども、それだけいろいろ期間があるわけですから、確かにその間、行政側としても、いろんな作業があって大変だと思いますけれども、5、6年あるということがありますから、

今からでもちょっと住民側に、今の到達点を示されて、やっぱり説明会をどんどん開いて、ご意見を聞いていくと。いろんな問題がそうですよ。事が発生して、行政が対応に入れば、こじれる問題がたびたびあるわけです。これだけ大きな問題でありますから、そういう努力をやっぱり行政側として、私はすべきだと思うんです。自治会単位の説明会だとか、その他いろんな方法があるかと思いたすけれども、それはぜひしていただきたいと思うんですね。

吹田は規模は別にして、一応やっているわけですね。摂津はなぜされないんですか。だから所定の手続きはなくて、住民参加といつもおっしゃっているわけですから、今回大きな開発であり、行政が踏み込むとすれば多額の費用も発生するという問題ですから、やっぱりきちっと今から、余裕を持って、地元説明会だとか、やっていただきたいと思いたすけれども、その点いかがでしょうか。

柴田委員長 北野都市整備部次長。

北野都市整備部次長 まず、埋蔵文化財の話でございますが、流れといたしましては、まず最初にその鉄道建設公団がその開発可能用地につきまして、吹田市域あるいは本市市域につきまして、一定の埋蔵文化財の状況を調査されたところでございます。

そして今回、ご報告申し上げます物件につきましては、その開発可能用地につきましての施設位置、荷捌き、上屋とか、倉庫群とか、そういった内容につきまして、今回、あくまでその位置に建てられるかどうかという確認を、いわゆる鉄建公団側がされておるといふ内容でございます。

そして、その次につきまして、我々が開発可能用地を仮に買った場合、どうい

うふうな埋蔵文化財のいわゆる状況になるということでございますが、当然、インフラ整備分、道路部分につきましては、この埋蔵文化財につきましては、やっていけないという見解はいただいております。

だから、地下埋設物につきましては、すべてその埋蔵文化財の調査をやっているかざるを得ないということでございます。

そして、さらに、開発可能用地、生み出た開発可能用地、仮に約4ヘクタールとしますが、この4ヘクタールにつきましても、本市が売却する上におきましては、当然、そういう企業側に売却していくというふうなお話でございますので、仮にそういう交渉になってきたとすれば、当然、いわゆる企業につきましても、埋蔵文化財用地があるということに対しては、非常にちょっと一歩後退する部分が出てこようかと思いたす。そのときに、先ほどうちの理事が申しましたように、そういったものも含みながら、鉄建公団とその鉄建公団の用地を買収するときに、やっぱり一定の見解はこれはお話をざるを得んといふふうな内容でございます。

その埋蔵文化財の流れとしましては、開発可能用地につきまして、今後ともやはり本市としてはやらざるを得ないといふふうな状況でございます。

そして、今回、鉄建公団からの資料によりますが、須恵器、土師器、瓦器、竪穴溝とか、そういったものが今回発掘されております。

そういう状況の中から、本市としてもやっぱり無視するわけにはいかんということで、インフラ整備部分、若干この概要の約50億円の費用を概算した中でも、2億円は埋蔵文化財入っておりますが、これはあくまで若干、まだ指定とか、そういうのは全く我々考えておりませんで

した。この周辺地域につきましては、当然、こういうものがあるということに対して、一定、何らかの形ではやっていかざるを得んということで、超概算の2億円を上げたものの、実際今考えてみれば、大阪府教育委員会もこういう拡大される中では、やはり今後におきまして、この開発可能用地については埋蔵文化財をやっていかないかんとという一定の判断はもう持っております。

そのような状況で、非常に高額になるんですけども、やっぱりその発展に、開発可能地を調べていくという上におきましては、やはり20億円ものいわゆる埋蔵文化財の費用が恐らくかかってくるだろうという懸念もするわけです。

あくまで、これも先ほども委員おっしゃられておりましたように、国費対象になるのかというご意見もございますが、これはあくまで事業者がもってやるということでございまして、国費対象にはならないということでございますので、ひとつご理解をお願いします。

柴田委員長 野口委員。

野口委員 ちょっと初歩的な質問で申しわけないのですが、行政が買う場合は、一応今の状態で買うと、そして今後その用地の利用について、将来的に民間に売ることも想定されるし、インフラ工事もやっていくと。そのいわゆるその絡みの中で、摂津が買う場合に、吹田も買う場合に、今もう事前にいろんな埋蔵物が発掘されていると。そういう可能性のある土地を、両行政が買おうとしているわけですね。

普通だったら、その買うだろう用地について、どれだけの価値なり、用途性があるのかということについて言うならば、その今でもいくつかの買う土地に満遍なく、いろんな埋蔵物があるだろうという

可能性もある状態なんですわね。だから、その辺がちょっと意味がわかんないんです。可能性がある土地を、まとまった価格で一応買うと。その中で、払うときに、いろんな話し合いの中で、発掘料分については云々とおっしゃってますわね。

普通だったら、今の段階でも、基本的な問題の1つですから、埋蔵調査費については、ちゃんと国が、大阪府なりが出すという確約をやっぱり取らなきゃならんと思いますよ。その辺の絡みが、わからんわけですよ、私としては。行政が買って、インフラ工事をやって、民間に売る場合もあるということで、ちゃんと迷惑かからんようにしますよと。しかし一方では、可能性があるのに、行政はまるまる決まった金額で買うと。その辺の絡みが、わからんのです。ちょっとわかるように説明してください。

柴田委員長 小西都市整備部理事。

小西都市整備部理事 埋蔵文化財の関係でございますけれども、これについて、価格の云々が出てくるわけですけども、価格については、先ほども申ししておりますように、市としてはまだいくらで買うとかいう契約をしていないわけでございます。ですから、契約していない物件でありますから、今後そういうような場所について調査するとなれば、国の示してきた価格からその分を積算いたしまして、我々としては、最終的には引いた額で購入していきたいというように、先ほどもご答弁申し上げたつもりでございます。

ですから、今あの土地について、いくらで買うんだという、協定をもしされておった場合については、今後はその価格について、それから差し引いてもらうという交渉になりますけれども、現在はまだ契約も一切しておらない更地という土地でございますので、我々としては、一

定の国が示された価格について、文化財の調査費用は今後の契約の中では加味しながら、契約していきたいというふうにも考えておるわけでございまして、現在の文化財の制度と申しますのは、あくまで開発者負担というような位置づけになっておりますので、鉄建公団については、貨物駅の移転場所については、事前にされますけれども、都市側の買う用地については、都市側がしなきゃならないというような内容になっておるわけでございます。ですから、用地については、先ほど言いましたように、仮に10万円と提示されれば、発掘調査費2万5,000円であればですよ、2万5,000円を差し引いて、市でその代行するかわりに7万5,000円で契約しましょうというふうになるのではないかなというふうに考えております。

これらについては、今後、大きなトップ会談等の中で、やはり精力的には、価格の値引きという言い方は悪いかしりませんけれども、控除した額で我々としては契約していきたいというふうに考えておるわけでございます。

柴田委員長 北野都市整備部次長。

北野都市整備部次長 地元説明会につきましては、我々考えておりますのは、一定、吹田市とのいわゆる内容が若干違うところがございまして、特に吹田市の地域におきましては、そういう施設群とか、あるいはそういう搬出入の道路等につきましては、すべて吹田市側の方にいくわけでございまして、やはりこのような状況から、吹田市としては、いち早く、やっぱりその環境アセスが上がる前に、一定の地元説明会に入りたいという見解は、以前からもいただいております。

本市につきましては、吹田市と違うと

ころは、やはり進入路はございません。なおかつ、その本市にくる施設につきましては、線路群といった形で、若干電気いわゆる倉庫等のいわゆる建物が2、3ございまして、そんな大きなものではございません。特に吹田市の地域におきましては、そういうコンテナ基地とか、あるいはホームとか、そして搬出入路とか、そういう施設がまいりますので、事前でもって特に吹田市側としては、説明を事前にさせるような状況でございまして、本市につきましても、この問題につきまして、しないという見解はございません。当然、環境アセスの実施計画書が出てまいりまして、それを一定見る中で、準備書が出てくるわけでございます。その時点におきまして、本市につきましても、地元説明には入らざるを得んという、また、その事業計画につきましても、鉄建公団からいわゆるそういう説明を求めながら、一定、地元説明には入ってまいりたいというふうにご考慮しております。

柴田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

柴田委員長 ないようですので、本委員会をこれで閉会します。

(午前11時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

吹田操車場跡地・駅前再開発

特別委員長 柴田 繁 勝

吹田操車場跡地・駅前再開発

特別委員 中谷 吉 照